

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する 法律案の概要



パリ協定に基づく我が国の目標（NDC）の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、以下の措置を講ずる。

- ① 二国間クレジット制度（JCM）の着実な実施を確保するための実施体制強化
- ② 地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充 等

■ 背景

- 二国間クレジット制度(JCM)は、優れた脱炭素技術によるパートナー国での排出削減に加え、脱炭素市場の創出を通じた我が国企業の海外展開やNDC達成にも貢献。
- 増加するパートナー国・プロジェクトに関する調整や、排出削減・吸収量の目標達成*に向けて、JCMの実施体制の強化が急務。
- また、地域共生型再エネの導入促進のため、再エネ促進区域の設定等の加速化に向けた制度の拡充が必要。

▼JCMプロジェクトの例



バイオマシ方式地熱発電
(フィリピン)



廃棄物発電
(ベトナム)

▼地域共生型再エネの例



バイオガスプラント
(北海道土幌町)



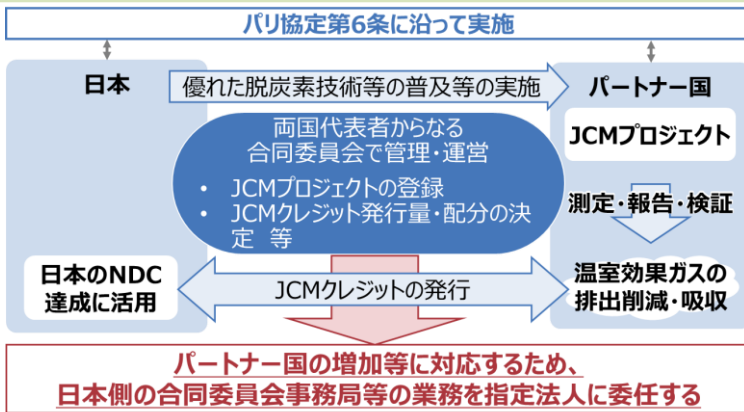
水上太陽光発電
(埼玉県所沢市)

*パートナー国は2022年8月以降12か国増加し計29か国。また、2030年度までに累積1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を確保するとの目標に対し、既存プロジェクトによる累積削減量は約2,300万t-CO2。
(2024年2月時点)

■ 主な改正内容

①二国間クレジット制度（JCM）の実施体制強化等

- パートナー国との調整等を踏まえたJCMクレジットの発行、口座簿の管理等に関する主務大臣の手續等を規定する。
- 現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施しているJCM運営業務を統合するとともに、主務大臣に代わり、JCMクレジットの発行、管理等を行うことができる指定法人制度を創設する。



②地域脱炭素化促進事業制度の拡充

- 現状、市町村のみが定める再エネ促進区域*等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合は複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととする。
- 許認可手續のワンストップ化特例について、対象となる手續を新たに追加する。

*再エネ促進区域：地方公共団体実行計画において定められる、地域共生型の再エネ導入等を促進する区域

上記に加えて、日常生活における排出削減を促進するため、以下に関する規定を整備

- 原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体の排出量が少ない製品等の選択の促進
- 排出削減に資するライフスタイル転換の促進 等

<改正法の施行期日> 令和7年4月1日（※一部の規定は公布日等施行）

2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現へ